

○組合議会定例会の回数に関する条例

制 定 昭 34. 3. 26 条例 4

最近改正 昭 35. 3. 14 条例 5

大和川右岸水防事務組合議会定例会は、年 2 回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この事務組合設立の日に遡ってこれを適用する。

附 則（昭 35. 3. 14 条例 5）

- 1 この改正条例は、公布の日から施行する。